

1. 出店時間

出店時間は下記の時間帯とし、出店時間内は必ず開店していることとします。

【A】令和8年12月12日（土） 午前6時00分～午後3時00分まで

【B】令和8年12月12日（土） 午前6時00分～午後7時00分まで

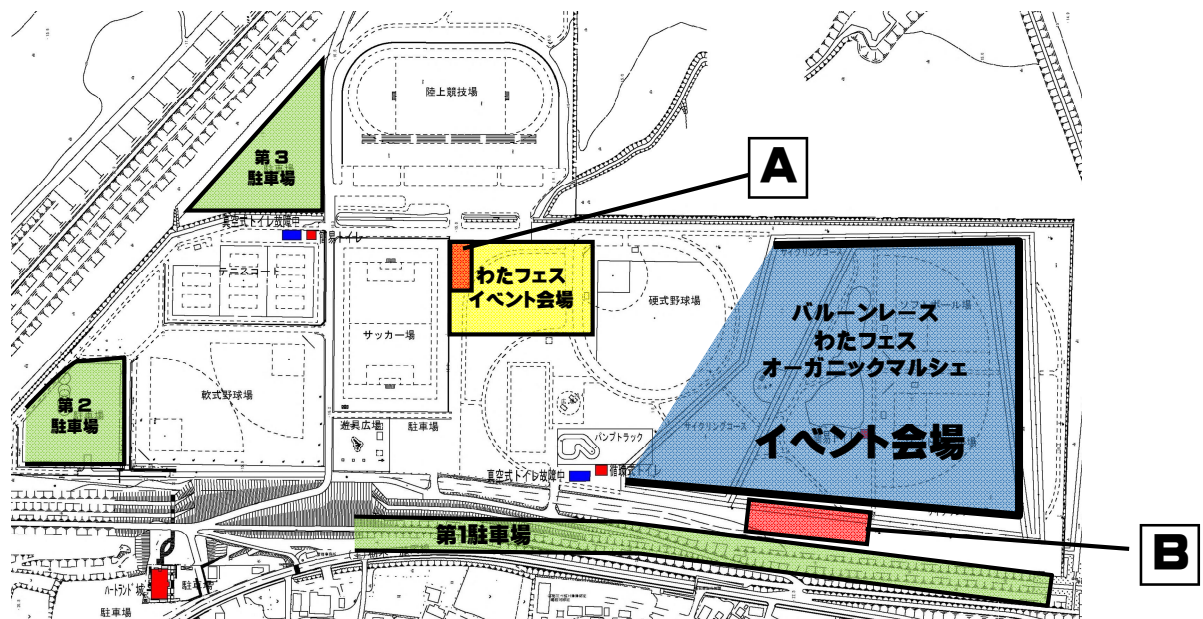
【B】令和8年12月13日（日） 午前6時00分～正午まで

搬入時間：**【A】**午前5時から／**【B】**両日午前5時から

搬出時間：12日（土）**【A】**午後4時から／**【B】**午後7時から

13日（日）正午から

2. 出店場所 栃木市藤岡渡良瀬運動公園（12日のみ：**【A】**／両日：**【B】**）



3. 出店料 **【A】12日のみ:20,000 円(税込)／【B】両日:30,000 円(税込)**

出店料は、指定の金融機関口座への振込によりお支払いいただきます。出店者決定後、出店者の皆様あてに振込先をご案内いたします。なお、振込手数料は、出店者の負担とします。

【出店料の返還について】

- ・出店者会議以降の出店者都合による取消の場合は、出店料の返還はいたしません。
- ・天候により競技フライトが行われなかった場合にも、出店料の返還はいたしませんので予めご了承ください。
- ・荒天等の理由により、全ての出店時間に亘ってイベント当初から出店できない状況の場合には、事務手数料として、一律10,000円を引いた金額を返還いたします。

4. 駐車場 藤岡渡良瀬運動公園内 第1駐車場・第3駐車場

5. 設営物関係 出店に必要な備品類は原則、出店者でご用意ください。

ただし、出店申込書提出時にお申込みいただいた方のみ、電力オプションをご用意します。（有料）

- ・電力オプション：5,000円（税込）（1,000W配線1本、コンセント2口）

6. ごみの回収について

- ・出店に伴うゴミに関しては、各自でお持ち帰りください。

7. その他 出店にあたっては次のページに記載する＜遵守事項＞をお守りください。

< 遵守事項 >

- 出店者説明会を下記の通り開催しますので、必ず出席してください。
日時：令和8年11月20日(金) 14時から
場所：栃木市役所 本庁舎 4階 401会議室（栃木市万町9-25）
- 出品品目のうち、最低1品目は栃木市産の食材を使用し、その食材について、店前に表示をしてください。（例：豚汁に栃木市産の人参と大根を使用）
- 一部の品目については、主催者側で価格調整をおこないますので、ご了承ください。
（該当品目：唐揚げ、焼きそば、串焼き、ポテト、ドリンク類（アルコール含む）、その他類似する品目）
- 缶・びん・ペットボトル飲料を提供する場合は、容器のラベルをあらかじめはがした状態で提供してください。
- イベント内で「とちぎの地場産品販売コーナー」を開設するほか、「渡良瀬遊水地フェスティバル」と「オーガニックマルシェ」が同時開催となり、そちらでも数店舗の出店が予定されています。出店品目が重複した場合でも品目調整はおこないませんので、あらかじめご了承ください。
- 出店者に起因する損害、クレーム、食中毒等の損害賠償は、出店者側にて対応及び補償するものとし、主催者は一切責任を負いません。各自で食品賠償責任保険に加入し、申込書提出時に保険証書の写しを提出してください。
- 各店の前に必ず実行委員会で設定する規格を満たすゴミ箱を設置してください。なお、出店に伴うゴミに関しては、各自でお持ち帰りください。主催者によるゴミの回収は行いません。
- 水洗い場は、きれいに使用してください。油・食品等で汚れているものは洗わないでください。汚した場合は清掃料を請求します。
- アルコール類を提供する場合、店頭で飲酒運転防止・20歳未満飲酒防止の張り紙をしてください。
- 出店申込書に記載された品物以外は販売しないでください。
- 火気を使用する場合、必ず消火器（エアゾール式簡易消火器を除く。10型以上）を準備ください。
- 会場内では、ガソリンを燃料とする携帯発電機の使用はできません。電気を使用する場合には、ディーゼル発電機を使用いただくか、電力オプションをお申込みください。
- 当日、消防の立入検査がありますので、ご協力をお願いいたします。
- 両日出店者は12月13日(日)正午から14時まで、12日のみ出店者は12月12日(土)15時から16時まで、事務局が主催する後片付けに必ずご協力ください。
- 本規定に定めなき事項が発生した場合は、主催者が対応方法を決定のうえ、出店者に速やかにこれを通知し、出店者はその指示に従うものとします。

(注意) 上記注意事項が全て守られない場合、当日及び次回以降の出店をお断りします。

渡良瀬バルーンレース実行委員会事務局
（栃木市役所産業振興部観光振興課内）
担当：寺内・石沢・中島
電話：0282-21-2374
Fax：0282-21-2683

ゴミ箱の設置に関する規定について

出店者は、出店する商品または提供する飲食物等により発生するごみを回収するため、次の区分ごとに、原則 45 リットル以上のごみ箱を各 1 個以上設置してください。

- ・燃やすごみ
- ・ペットボトル（ラベル、キャップ、本体に分別すること）
- ・かん・びん
- ・食べ残し・汁物
- ・その他、出店内容に応じて発生するごみ

ただし、出店する商品または提供する飲食物等の内容から、当該区分のごみが発生しないと認められる場合は、当該区分のごみ箱の設置を免除することができます。例えば、かん・びんの販売または提供を行わない出店者については、かん・びん用のごみ箱の設置を免除することができます。

ごみ箱は、来場者が分別しやすいよう、分別区分を表示して設置してください。出店中は、ごみ箱の管理、回収及び周辺の清掃を行い、終了後は出店者の責任においてごみを適正に処理してください。

また、出店者は、対象外のごみが持ち込まれないよう、必要に応じてごみ箱に対象となるごみの種類を表示してください。

（例：<屋号>専用ゴミ箱 当店で提供した商品のごみ以外は受け付けません。）